

前橋工科大学動物実験取扱規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第112号

(目的及び基本原則)

第1条 この規程は、前橋工科大学（以下「本学」という。）における動物実験の取扱いに関する事項を定めることにより、動物福祉、安全確保、科学的妥当性及び危害防止の観点から、その適正な実施を図ることを目的とする。

2 動物実験の実施に当たっては、法令及び関連指針を遵守し、動物実験の原則である代替法の利用（Replacement：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（Reduction：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）及び苦痛の軽減（Refinement：科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うことをいう。）の3Rの理念に基づき、適正に実施されなければならない。

3 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である五つの自由（飢え及び乾きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放並びに本来の行動様式に従う自由）を実践するよう努めなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験の利用に供するため、施設において飼育又は保管される哺乳綱、鳥綱又は爬虫綱に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (3) 組換え動物 実験動物のうち、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する方法により得られた核酸又はその複製物を有するものをいう。
- (4) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107

号) 別表に掲げられた動物又は群馬県若しくは前橋市(以下「自治体」という。)が条例等で指定した動物をいう。

- (5) 特定外来生物 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号)の別表第1に掲げる動物をいう。
- (6) 飼育室 実験動物の飼育又は保管を行う室をいう。
- (7) 実験室 動物実験を実施する室をいう。
- (8) 施設 飼育室及び実験室をいう。
- (9) 設備 飼育又は保管のための設備及び動物実験のための設備をいう。
- (10) 動物実験計画 動物実験の実施に関する計画をいう。
- (11) 実験責任者 動物実験を計画し、当該動物実験を中心的に行う教員をいう。
- (12) 実験従事者 動物実験に参画する者をいう。
- (13) 実験責任者等 実験責任者及び実験従事者のことをいう。
- (14) 実験動物管理者 学長の命を受け、実験動物、施設及び設備の管理を担当する教員をいう。

(法令及び関係指針)

第3条 この規程において、「法令及び関係指針」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び同施行令
- (2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第57号)及び同施行規則
- (3) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)及び同施行令
- (4) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学・環境省令第1号)
- (5) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年4月28日環境省告示第88号)
- (6) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日文部科学省告示第71号)
- (7) 動物の殺処分方法に関する指針(平成7年7月4日総理府告示第40号)
- (8) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月1日日本学術会議)
- (9) その他関係法令及び関係指針

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における動物実験の適正な実施に関して最終的な責任を負う。

2 学長は、本学における動物実験に関する次に掲げる業務を統括する。

- (1) 法令及び関係指針並びにこの規程の遵守

- (2) 教育及び訓練
- (3) 環境保全及び安全確保並びに施設及び設備の整備
- (4) 自己点検・評価、情報公開、外部の機関等による検証の実施
- (5) その他動物実験に関する業務

3 学長は、実験動物管理者を管理監督して、適正な動物実験のため前項の業務を実験動物管理者及び実験責任者等を実施させる。

(実験動物管理者)

第5条 本学に実験動物管理者を置く。

2 学長は、実験動物の福祉、飼育及び習性並びに動物実験に係る環境保全及び安全確保に見識を有する教員のうちから、実験動物管理者を指名する。

3 実験動物管理者は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 実験動物の使用数の低減、代替法及び苦痛の軽減に関すること。
- (2) 法令及び関係指針並びにこの規程の遵守に関すること。
- (3) 動物実験に係る教育及び訓練に関すること。
- (4) 動物実験の実地調査に関すること。
- (5) 動物実験の安全管理及び生物災害発生の防止に関すること。
- (6) 実験動物の飼育及び保管に関すること。
- (7) 飼育室及び実験室の整備及び管理に関すること。
- (8) その他実験動物の管理に関すること。

4 実験動物管理者は、前項に掲げる事項に関してマニュアルを作成し、実験責任者等に周知しなければならない。

5 実験動物管理者は、飼育及び保管されている動物種ごとの数を常に把握しなければならない。

6 実験動物管理者は、自治体の条例及び規則等の規定により、実験動物について必要な申請及び届出等をする手続を行わなければならない。

7 実験動物管理者は、本学の飼育室に特定動物又は特定外来生物を新たに導入する場合には、事前に本学から関係省庁及び自治体に申請するための手続を行うものとする。

8 実験動物管理者の任期は2年とし、再任を妨げない。

(動物実験委員会)

第6条 公立大学法人前橋工科大学組織規程（平成25年規程第8号）第8条第1項の規定により本学に置く動物実験委員会（以下「委員会」という。）は、この規程に定める事項その他動物実験に関し必要な事項について調査審議する。

2 委員会は、法令及び関係指針の定めるところにより、動物福祉並びに動物実験の科学的妥当性及び安全確保の観点から、次に掲げる事項に留意して、動物実験に係

る調査審議を行わなければならない。

- (1) 実験動物を使用する以外の手段で、動物実験の実施が可能であるかどうかの検討がされていること。
- (2) 動物実験の目的及び科学的意義が明確であり、動物実験の過程及びその結果から生じる倫理的な問題が明らかにされていること。
- (3) 動物実験を行う上で、実験動物に与える苦痛を軽減するための措置が検討されていること。
- (4) 使用する実験動物が、必要最小限になるよう検討されていること。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、学長が委嘱する。

- (1) 動物実験に関して見識を有する本学教員
- (2) 動物実験に関して見識を有する者（本学教員でない者に限る。）
- (3) 実験動物管理者
- (4) 事務局長
- (5) 本学事務局職員
- (6) その他学長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、委員のうちから学長が指名する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の運営)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会の議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、出席した委員の過半数をもって決する。

5 審議対象となる動物実験計画に携わる委員は、その審議に加わることができない。

6 委員長は、審議案件について委員会を開催する必要がないと認めるときは、委員の意見を聴くことによりその可否を決することができる。ただし、その結果を委員会に報告するものとする。

7 委員会で審議及び確認した次条第1項に規定する動物実験計画書、第14条に規定する動物実験報告書及びその他委員会が必要と認めた資料は、動物実験終了後5年間保存する。

8 委員会の事務は事務局が行い、委員会の議事録は、記録し保存しなければならない。

9 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

(動物実験計画書の提出)

第9条 実験責任者は、あらかじめ別表第1に掲げる事項を記載した動物実験計画書(以下「実験計画書」という)を作成し、学長に提出しなければならない。

2 実験責任者は、実験計画書の作成に当たり、実験動物を使用する必要性を科学的に十分精査した上で、次に掲げる事項について配慮し、その実施の内容を明確に記載しなければならない。

(1) 実験動物の使用数が必要最小限となるように努めること。

(2) 実験動物に与える苦痛の低減を図り、動物実験の安全に配慮すること。

(3) 苦痛度の高い動物実験(致死的な毒性試験及び感染実験等をいう。)を行う場合は、その必要性を科学的に十分精査した上で、人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための動物実験を打ち切るタイミングをいう。)の設定を行うこと。

(動物実験計画の審査)

第10条 学長は、実験計画書の提出があった場合は、当該動物実験計画の可否について、委員会に諮問する。

2 委員会は、前項の諮問を受けた場合は、当該動物実験計画を審査し、次の各号のいずれかを記載した文書により、学長に答申する。

(1) 承認可

(2) 承認不可

(3) 差戻し

3 委員会は、前項の規定により学長に答申する場合は、動物実験計画についての意見、実施に当たっての条件等を付することができる。

(動物実験計画の承認)

第11条 学長は、前条第2項の規定により委員会の答申があった場合は、動物実験計画の承認、承認不可又は差戻しのいずれかを決定し、決定結果を申請者に通知する。ただし、委員会が承認可とした動物実験計画以外の動物実験計画を承認すること及び委員会が付与した条件を緩和することはできない。

2 実験責任者は、前項の規定により実験計画の承認を受けたとき、実験を実施することができる。

(動物実験計画の変更)

第12条 実験責任者は、前条第1項の規定により承認を受けた動物実験計画を変更

する場合は、別表第2に掲げる事項を記載した動物実験計画（変更・追加）承認申請書（以下「変更追加申請書」という。）を作成し、当該変更にかかる実験計画書とともに学長に提出しなければならない。

2 前項の実験計画書の提出があった場合には、前2条の規定を準用する。

（動物実験の制限、中止等）

第13条 学長は、実施中の動物実験について、委員会からその変更又は中止の意見があった場合は、当該動物実験の制限、変更又は中止を実験責任者に命ずることができる。

2 実験動物管理者は、実施中の動物実験について、法令及び関係指針又はこの規程に違反している場合、第11条第1項の規定により承認を受けた動物実験計画から逸脱している場合又はそのおそれがあると判断した場合は、当該動物実験の継続の可否について学長に照会しなければならない。

3 学長は、前項の照会を受けた場合において、法令及び関係指針又はこの規程に違反している場合、第11条第1項の規定により承認を受けた動物実験計画から逸脱している場合又はそのおそれがあると判断した場合は、速やかに当該動物実験の制限、中止等必要な措置を講じなければならない。

（動物実験報告書の提出）

第14条 実験責任者は、当該年度における動物実験終了（動物実験を中止した場合を含む。）後、速やかに別表第3に掲げる事項を記載した動物実験報告書（以下「実験報告書」という。）及び別表第4に掲げる事項を記載した動物実験の自己点検票（以下「自己点検票」という。）を作成し、学長に提出しなければならない。

（実験報告書の確認）

第15条 学長は、前条の規定により実験報告書及び自己点検票が提出された場合は、当該動物実験が第11条第1項の規定により承認された動物実験計画に即して適正に実施されたことの確認を委員会に求めるものとする。

（実験責任者等の責務）

第16条 実験責任者等は、法令及び関係指針並びにこの規程並びに承認された動物実験計画及びその条件を遵守するとともに、動物実験中に起こりうる事故及び実験動物の逸走等の防止と万一の対策について十分な知識を有し、かつ、動物実験上の技術に熟練していなければならない。

2 実験責任者は、次に掲げる事項を行う。

(1) 動物実験の実施に際して、動物実験全体の管理監督を行うこと。

(2) 実験従事者に対して、適正な動物実験実施のための教育及び訓練を行うこと。

(3) 承認を受けた動物実験計画の手法の範囲内において、実験動物にできる限り苦痛を与えない手技を実験従事者に十分習得させること。

(4) 承認を受けた動物実験計画の手法の範囲内において、実験動物の適正な処分方法を実験従事者に十分習得させること。

3 実験責任者等は、実験動物による危害防止のための措置をとらなければならない。

4 実験責任者等は、代替法の採用、動物福祉、あらたな動物実験手技及びより適正な処分方法の選定のため、年1回程度学長が開催する教育訓練を受講しなければならない。

(実験動物の導入)

第17条 実験責任者は、実験動物管理者と協議の上、第11条第1項により承認された動物実験計画に従い、実験動物を法令及び関連指針等に基づき適正に管理されている供給元より導入しなければならない。

2 実験責任者は、実験従事者及び他の実験動物の健康を損なうことのないように、新たな実験動物を施設に導入する前に、当該実験動物に対して必要な検疫を実施しなければならない。ただし、検疫業務を導入元又は本学以外の者に委託した場合は、この限りでない。

3 実験責任者は、本学の施設に実験動物を導入した場合においては、別表第2 実験報告書の実験動物導入欄に必要な事項を記録しなければならない。

(実験動物の飼育及び保管)

第18条 実験動物管理者及び実験責任者等は、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(1) 実験動物の生理、生態及び習性等に応じ、かつ、動物実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。

(2) 実験動物が動物実験の目的に係る疾病以外の疾病に罹患することを予防し、必要な健康管理を行うこと。

(3) 実験動物が動物実験目的以外の傷害を受け、又は疾病に罹患した場合は、適切な治療等を行うこと。

2 異種又は複数の実験動物を同一飼育室内で飼育又は保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

4 実験動物管理者は、飼育又は保管した実験動物の種類と数等について、毎年度、学長に報告しなければならない。

(実験動物の輸送)

第19条 実験責任者等は、実験動物を輸送する場合は、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全並びに実験動物による事故の防止に努めるものとする。

(1) 実験動物の疲労及び苦痛を小さくするため、できる限り短時間の輸送方法を選

ぶこと。

- (2) 輸送中の実験動物に、適切な給餌及び給水を行うこと。
- (3) 実験動物の生理、生態及び習性等を考慮の上、適切に区分した輸送方法を採用とともに、輸送に用いる車両及び容器等は、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造等のものを選定すること。

(動物実験操作)

第20条 実験責任者等は、科学的妥当性及び動物福祉の観点から、実験動物に適切な動物実験操作を施さなければならない。

- 2 実験責任者等は、人への危害の防止のため、及び動物実験操作を容易にするため当該実験動物の保定を行う場合は、実験動物にできる限り苦痛を与えない方法で行わなければならない。
- 3 実験責任者等は、麻酔薬又は鎮痛剤の適切な投与その他の方法により、可能な範囲で実験動物に苦痛を与えないようにしなければならない。
- 4 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、実験責任者等は必要な動物実験手技等に習熟していなければならない。

(実験動物の処分)

第21条 実験責任者は、実験動物を処分する場合は、致死量以上の麻酔薬の投与その他できる限り実験動物に苦痛を与えない方法によって行わなければならない。

- 2 実験責任者は、本学の施設において実験動物を処分した場合は、速やかに実験動物管理者に報告しなければならない。
- 3 実験責任者は、実験動物の死体について、人の健康及び生活環境を損なわないよう適切な処置を講じて一時保管し、適正に処理しなければならない。

(施設)

第22条 飼育室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気及び明るさ等を維持できる構造等であること。
 - (2) 動物種及びその数に応じた飼育設備を有すること。
 - (3) 床及び内壁について、清掃及び消毒等が容易な構造であり、器材の洗浄及び消毒等を行う設備を有すること。
 - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - (5) 臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。
- 2 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して、清掃及び消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音及び廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

- 3 施設の設置（変更を含む。）は、学長の承認を得なければならない。
- 4 学長は、実験計画書記載の施設を動物実験委員会に、飼育及び保管並びに動物実験に適切であるかどうかを調査させることができる。
- 5 学長は、実験動物の適正な飼育及び保管並びに動物実験の遂行に必要な施設の維持管理及び改善に努めなければならない。
- 6 学長の承認を得た実験室以外の実験室では、実験動物への動物実験操作（原則として48時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。

（危害の防止）

第23条 実験動物管理者は、施設に関係者以外立入禁止の掲示を行い、実験動物の飼育管理、保管及び動物実験に関係のない者が実験動物に接することを防止しなければならない。ただし、実験動物管理者が、実験動物の飼育管理、保管及び動物実験に必要と認めた場合においては、この限りでない。

- 2 実験動物管理者は、施設の入口には緊急時の実験動物管理者の連絡先を掲示しなければならない。
- 3 実験動物管理者及び実験責任者等は、次に掲げる事項に従い、実験動物による危害防止に必要な情報の提供を相互に行うように努めなければならない。
 - (1) 実験動物管理者は、実験責任者等に対して実験動物の取扱方法についての情報を提供するとともに、その飼育管理及び保管について必要な指導を行うこと。
 - (2) 実験責任者等は、実験動物管理者に実験動物の情報を提供するとともに、その飼育管理及び保管について必要な指導を受けること。
 - (3) 実験責任者等は、実験動物の飼育管理又は保管に問題がある場合は、実験動物管理者にその状況を報告し、指示を受けること。
- 4 施設に立ち入る者は、白衣、手袋等の着用、手洗いの励行及びその他の方法により、実験動物又は人に由来する感染源による感染症及び疾病のり患等の防止に努めるとともに、実験動物を微生物学的に清浄な状態に維持するように努めなければならない。
- 5 実験動物管理者及び実験責任者等は、施設及び設備の保定器具、飼育ケージ、窓及びドア等の点検を行い、実験動物の逸走を防止するものとする。
- 6 実験動物管理者は、実験動物の施設外への逸走の防止策及び逸走時の対応策を作成し、実験責任者等に守らせなければならない。
- 7 実験動物管理者及び実験責任者等は、実験動物が施設から逸走した場合は前項の対応策に従い速やかに対処し、別に作成する連絡体制その他の方法により関係者に

通報し、事故の拡大防止に努めなければならない。

8 学長は、実験動物が本学から逸走した場合は、事故の拡大防止に努めなければならない。

(環境の保全)

第24条 実験動物管理者及び実験責任者等は、環境の汚染、悪臭の発生、騒音の防止及びその他生活環境の保全のために、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実験動物の汚物及び死体等を適切に処理すること。
- (2) 施設及び設備を常に清潔に保つこと。
- (3) 施設及び設備を整備すること。

(教育及び訓練)

第25条 学長は、年に1回以上実験責任者等に対し、次に掲げる事項に関する教育及び訓練を行わなければならない。

- (1) 法令及び関係指針並びにこの規程に関する事項
- (2) 実験動物の取扱いに関する事項
- (3) 実験動物の飼育及び保管に関する事項
- (4) 安全確保に関する事項
- (5) 施設の利用に関する事項
- (6) その他動物実験の実施に必要な事項

2 学長は、教育及び訓練を実施した場合は、その実施日、内容、講師及び受講者の氏名等を記録し、保存する。

3 実験責任者は、第1項の教育及び訓練を受講しなければ動物実験を実施してはならない。

4 実験責任者は、実験実施前に実験従事者に対し、第1項の教育及び訓練を受講させなければならない。

(健康管理)

第26条 学長は、実験動物管理者及び実験責任者等に対し、定期的に健康診断を実施しなければならない。

(事故発生時の措置)

第27条 実験動物管理者は、事故、地震、火災及びその他の災害(以下「事故等」という。)が発生した場合に採るべき措置に関して、あらかじめ「緊急時の対応マニュアル」を作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 実験動物管理者及び実験責任者等は、事故等が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 速やかに実験動物を保護すること。
- (2) 施設を点検し、異常があるときは適切な対策を講じること。

(3) 実験動物の逸走及び施設の破損等により一般社会に影響を及ぼすおそれのあるときは、関係者に周知し被害の拡大防止に努めること。

3 実験責任者等は、実験動物の逸走等が発生するおそれのある事態を発見したとき、又は次に掲げる場合は、直ちに生物災害の発生又は拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、その旨を実験動物管理者及び本学事務局に通報しなければならない。

(1) 実験動物から外傷を受けた者があるとき。

(2) 実験動物に由来する感染源により重篤な感染症に感染した者があるとき。

(3) 施設内の安全設備の機能に重大な欠陥が発見されたとき。

(4) その他安全上又は動物福祉での問題が生じたとき。

4 実験動物管理者は、前項に規定する通報があった場合は、速やかに必要な措置を実験責任者等に講じさせるとともに、学長に報告しなければならない。

(自己点検・評価・検証)

第28条 学長は、委員会に毎年、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、法令及び関係指針並びにこの規程への適合性について、自己点検・評価を行わせなければならない。

2 委員会は、動物実験の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、実験動物管理者及び実験責任者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部の機関等による検証を実施するものとする。

(情報公開)

第29条 本学における動物実験等に関する情報は公表する。

(他の規程の遵守)

第30条 動物実験が、他の規程の適用を受ける場合は、実験責任者は当該規程の規定を遵守しなければならない。

(事務)

第31条 委員会の事務は、事務局において処理する。

(書類の様式)

第32条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

(1) 動物実験計画書

(2) 動物実験計画(変更・追加)承認申請書

(3) 動物実験報告書

(4) 動物実験の自己点検票

(その他)

第33条 この規程に定めるもののほか、動物実験の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、廃止前の前橋工科大学動物実験取扱規程（平成22年工科大学訓令第7号）の規定によりなされている申請その他の手続きは、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、廃止前の前橋工科大学動物実験取扱規程の規定によりなされている承認は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月19日規程第11号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月1日規程第24号）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月2日規程第25号）

この規程は、公表の日から施行する。

別表第1（第9条関係）

動物実験計画書

提出年月日

宛先 学長

申請者（教員） 所属、職名及び氏名

1 実験課題名

2 実験期間

3 実験責任者（教員） 氏名、所属、職名、連絡先及び教育訓練受講番号

4 実験従事者（教員、学生、研究生等） 氏名、所属、職名及び教育訓練受講番号

5 実験目的

（注）中期的な目的及び第2号の実験期間内で明らかにしようとすることを具体的に記載すること。

6 実験内容

(1) 手術を伴う場合は、手術部位、麻酔法及び手術内容

(2) 動物の拘束を伴う場合は、拘束法、一回の時間及び頻度

(3) 給餌、給水、栄養素などの制限を伴う場合は、量及び方法

(4) その他薬物導入実験を行う場合は、その内容

（注）特に実験動物にストレスを与える実験操作及び安全面に関係する内容について記載すること。

7 動物実験を必要とする理由

8 飼育室所在建物及び室番号（室名）

9 実験室所在建物及び室番号（室名）

10 動物種、系統、性別、齢及び匹数

11 使用薬品等

(1) 有害化学物質

(2) 抗生剤

(3) 麻酔薬

(4) 筋弛緩剤

(5) 微生物

(6) その他

12 苦痛軽減法及び苦痛の有無の判定法

13 実験処理により予想される苦痛の程度（SCAWの分類による）

14 安楽死の方法

15 実験動物の死体の処分方法

1 6 飼育継続の場合の状況

(注) 実験の継続、飼育のみかどうかなどを記載すること。

別表第2（第12条関係）

動物実験計画（変更・追加）承認申請書

提出年月日

宛先 学長

実験責任者 所属、職名及び氏名

承認番号

1 変更・追加事項

2 変更・追加等の理由

別表第3（第14条関係）

動物実験報告書

提出年月日

宛先 学長

実験責任者 所属、職名及び氏名

- 1 実験課題名
- 2 実験期間（当該実験年度中の実験期間）
- 3 実験責任者の氏名、所属、職名、連絡先及び教育訓練受講番号
- 4 実験従事者の氏名、所属、職名及び教育訓練受講番号
- 5 飼育室所在建物及び室番号（室名）
- 6 実験室所在建物及び室番号（室名）
- 7 計画書へ記載した動物種、系統、性別、齢及び使用した動物の匹数
- 8 事故あるいは安全に関わる問題の有無
- 9 実験動物に対する倫理上の問題の有無
- 10 実験内容
- 11 報告内容
- 12 動物導入に係る報告の部分（実験報告書に含めて提出のこと）
 - (1) 検収者の氏名及びその所属
 - (2) 実験動物導入年月日
 - (3) 内容
 - (4) 動物種
 - (5) 数量
 - (6) 系統（必要に応じて）
 - (7) 性別（必要に応じて）
 - (8) 齢（必要に応じて）
 - (9) 体重（必要に応じて）
 - (10) 導入元
 - (11) 飼育室
 - (12) 添付書類（必要に応じて）
 - ア 繁殖証明書又は捕獲証明書
 - イ 検疫記録

別表第4（第14条関係）

動物実験の自己点検票

提出年月日

実験責任者 所属及び氏名

承認番号

研究課題名

点検項目

点検結果